

平成18年第6回美郷町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成18年9月12日(火曜日)午前10時開会

- 第 1 認定第 1号 平成17年度一般会計決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成17年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成17年度美郷町老人保健特別会計決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第 7 報告第16号 専決処分事項の報告について
報告第17号 専決処分事項の報告について
報告第18号 専決処分事項の報告について
- 第 8 議案第52号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第53号 字の区域の変更について
- 第10 議案第54号 美郷町土地開発基金条例の一部改正について
- 第11 議案第55号 美郷町手数料条例の一部改正について
- 第12 議案第56号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第57号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第14 議案第58号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正について
- 第15 議案第59号 美郷町企業誘致条例の一部改正について
- 第16 議案第60号 平成18年度美郷町一般会計補正予算第3号
- 第17 議案第61号 平成18年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第18 議案第62号 平成18年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号
- 第19 議案第63号 平成18年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第20 議案第64号 平成18年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤一 君
11番	森元 淑雄 君	12番	熊谷 良夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊二 君
15番	泉 繁夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義一 君	18番	高橋 正治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	町長公室長	澁谷 喜一 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	齊藤 民一 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄一 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	照井 一夫 君	国体準備室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英世 君	教育委員長	清水 猛 君
教 育 長	高橋 福雄 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	鈴木 隆 君

代表監査委員 久米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武藤久男	参	事	渋谷新一
上席主査	後藤貞江	主	任	武田浩之

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） 定足数に達しておりますので、ただいまから会議を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第1、認定第1号 平成17年度美郷町一般会計決算認定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一般会計決算は歳入については、一括質疑、歳出は款ごとに質疑を行います。

それでは、歳入について質疑を求めます。質疑ありませんか。

21番、高橋 猛君。

○21番（高橋 猛君） 歳入といいますよりも、今回の決算状況を踏まえてということで、ひとつ質問をしたいと思います。

17年度の予算編成も大変厳しい財政状況の中で、財源が不足気味だというようなことから、歳入の面では、基金を取り崩したり、あるいは町債を大幅に圧縮をしたりと。また、歳出においては、普通建設事業を抑えながら、苦しい予算でありましたけれども、スタートしたわけでありまして、結果を踏まえて見ますと、8億を超える黒字決算ということになっておるわけでありまして、平成16年度からの繰越金が11億円余りありましたので、実質単年度収支からしますと、若干厳しい単年度の結果になったのかなというふうにも思うわけでありまして。ただ、旧町村の主要事業も含めて、経常事業も含めて、ほとんど遅滞することなく、あるいはサービスを低下することなく事業展開をしてきたことを考えてみますと、大変苦しい台所事情ではありましたが、評価をするものだというふうに思います。

ただ、一つだけ気になる数字があったわけでありまして、町長の招集あいさつにもありましたように、経常収支比率が16年度をさらに上回って、96を超えたということでありました。

申すまでもなく、経常収支比率というのは75以下が適正であるというふうに言われておるわけですが、近年、地方交付税の削減等によりまして、分母が小さくなった関係で、今どこの町村もこの経常収支比率が上がってきているわけでありまして、ただ、96というのは、極めて財政的に硬直化してきているなというふうな受けとめざるを得ないわけでありまして、ただ、町長のあいさつにもありましたように、13年度以降、旧町村の中で、かなりの起債事業が展開されたということで、その償還が始まり出したというようなこともあって、こういうような数字が高くなっているようであります。

財政計画を見ても、18年度をピークに下がるような傾向にあるように計画はされておりますけれども、町でも新たな事業展開もしておりますし、この先、公債費がどれだけ推移していくかということが気になるわけでありまして、今回の経常収支比率の結果を踏まえまして、今後の町の財政の予測をどのように見ておられるのか伺いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、経常収支の比率が非常に高くなってございます。この要因でございまして、まず、公債費比率の上昇、公債費比率というのは、償還のために一般財源をどれだけ投入するかということになりますが、これが年々高騰してございます。

それからもう一つは、物件費の上昇でございまして。物件費というのは、まず消費的経費、反対の言葉で投資的経費という言葉がございまして、これは道路をつくったり、建物をつくったりした場合、投資的経費といいますが、反対に消費的経費、つまり賃金とか、消耗品の購入とか、その場限りの支出の割合が非常に高くなってございます。大きいところでは、電算化に伴う保守料とかが非常に増嵩してございます。

それから、もう一つは扶助費が増額してございます。扶助費というのは20節から支出される経費のことではございますが、これが年々高騰する割には、そのための国とか、県とかの補助率が下がっている。補助率が下がるということは、当然一般財源を投入しなければならないこととなりますので、財政を厳しくしている。

以上、挙げた三つが大きな要因だと考えてございます。

まず、経常収支の比率がアップするということは、財政の硬直化にもつながりますので、その人件費とか、物件費など、費目別の現状をよく精査しながら、その原因を究明して、経常経費の抑制に努めていかなければならないと考えてございます。

財政の見通しということでございますが、まず、お金が足りないときは起債という形になるん

ですが、今は合併特例債を適用することになります。該当する場合がございますが、ただ、合併特例債も借金には変わりございませんので、まず町の総合計画等を十分勘案しながら、当然財政ともよく相談しながら、今後の方針を決めていきたい。当然に経常収支の比率とか、公債費の比率とかも十分加味しながら対応していかなければならないと考えてございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 21番、高橋 猛君。

○21番（高橋 猛君） 今、課長からの答弁にもありましたが、町の財政力を示す数字、指標にもいろいろありまして、公債費比率というのものもあるわけでありまして、先般、県で実質公債費比率を使うというようなことで示された数字がありまして、それが本町では16.1でしたか、で、大体県内の平均町村の指数になっているようでありまして。ただ、これも18を超えますと、指導を受けるといふことになるようでありまして、少なくともそういうような状況にはしたくないものだなというふうに思うわけでありまして。

で、町でも行政経営プランを作成して、そこら辺のチェックをこれからしていくわけでありまして、町も経営でありますので、そこら辺をきちんと見きわめていかなければならないというふうに思うわけでありまして、ただ、今後やらなければならない事業もたくさんあるわけでありまして、ただ、コストの削減というようなことで、消耗品でありますとか、需用費でありますとか、細かいところまで大変よく精査されて、見直しをして進められておるようでありまして、それはそれとして評価しますけれども、大きく見ますとやはりその主要事業をどう展開するかということが一番大きい課題になるのではないかなど。何を優先をさせて、先延ばしすることができるものは多少先延ばししてやっていくというような、そういう全体的なプライマリーバランスというものを考えていかなければならないのではないかなというふうに考えます。

いずれ、財政が町の基盤でありますので、行政経営プランも含めまして、しっかりと検証して進めていっていただきますように、お願いをして、希望いたしまして、終わります。

○議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） そういう厳しい町財政の中で、今回初めて通年決算を審査しているわけですが、まず、この町税の収入未済が6,546万9,000円ございます。これについて、どう受けとめているのかという点。

それから、同じく収入未済額として、保育料負担金61万9,000円、それから、幼稚園の授業料5万7,000円、学校給食費27万7,000円の児童に関する収入未済額がございます。この事例につきましても、子供、児童の健全育成という面からも当然町としても配慮していると思っておりますけれども、どういう扱い方をしているのか、その2点を伺います。

○議長（伊藤福章君） 税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） 収入未済額では、大変確かに大きな数字にはなっております。ただ、これまでも私どもいろいろ督促状の発送、あるいは凜乎訪問と、そういうふうにして徴収の実績を上げようとしておるところでありますけれども、なかなか実際訪問してもお金をもらえないという、生活困窮といいますか、そういう方、あるいは債務の返済に応じてなかなかこっちの方まで手が回らないと、そういうことが主なものであります。

それで、17年度ですけれども、これまで督促状は 8,200通余り、それと凜乎訪問ですけれども、これは延べにして 241日、1,713戸ほど訪問しております。これから、18年度にかけましては、さらに徴収に対してもっと努力しなければならないのではないかと考えております。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 給食関係についてお答えいたしたいと思います。

徴収の方法でございますけれども、督促状、あるいは電話等で、また実際に個々に足を運びまして努めているところでございます。ただ、子供にはできる限り知られないような形で直接親の方をお願いしているというような状況でございます。現在、この時点では7件でございましたけれども、その結果、3件の未納でございますけれども、9万6,000円の現在の未納額となっております。これにつきましても、月々の形で徴収するということを確認されている方もおりますし、そのような形で努力しているところでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（鈴木 隆君） 幼児教育課関係でございますけれども、幼稚園の使用料、それから保育園の保育料につきましては、それぞれ親の状況には関係なく、子供は措置しなければならないという観点に立って保育しております。で、また、対応につきましてもそれぞれ事務の方、それから保育士につきましては、園長、主任クラスまでに未納の関係を教えておりまして、徴収につきましては、訪問、それから督促状を出して徴収しているというような状況でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

2番、福田 守君。

○2番（福田 守君） 先ほどの質問と関連するわけですがけれども、ページ数でいきますと、35ページ、学務課長になるかと思っておりますけれども、奨学資金の貸し付けの件であります。

不納、未収入が3件ほどあるというきのうの説明ありましたけれども、これは給食とか、そう

いうのとちょっと形が違うと思いますけれども、貸し付けして、50万円近い未収入があるという中で、聞きたいのは、貸し付けをしまして、学校を卒業いたしまして、その後、返金するわけですが、スムーズに返金するのが普通でありますけれども、その%といわゆる督促、もしくは電話、訪問して、いただくものと、それから全く払う能力がなくなったとか、不明とか、いろいろあると思いますけれども、そこら辺の%、ちょっと教えてもらいたいと、それが一つと。

それから、今回は未収になっておりますけれども、これは来年度も再来年度も続いていくものかどうか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 徴収のパーセンテージでございますけれども、この元利収入につきましては、227人分でございます。で、これに対しまして未納が3件というような形ですので、1%足らずになるのかなと考えてございます。実際には、これ5月31日までの徴収でございますけれども、スムーズにすぐに納めていただけるという方が85%程度、この数字は、私の概算でございますけれども、大体85%程度かと思っております。それから、ある程度電話なり、督促なりしまして納めていただける方がいわゆるこの残りの方々でございます。その残りの方が1%程度が3件というような形でございます。これにつきましても、個々に徴収等をお願いしながら歩きまして、現在は2件で1件の方からは納めていただいております。その2件の方々につきましてもある程度月割でお願いしているというような形でございます。

それから、このまま続くのかということでございますけれども、これは10年償還ということでお願いしているの方々大変多くございまして、当然ながら、すべていただきまして、過年度分の滞納分がございます。その分の過年度分を償還しながらやっているもので、実質的には続けざるを得ないのかなと考えてございますけれども、極力努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これにて歳入の質疑を打ち切ります。

続いて、歳出について質疑を行います。

1款議会費について質疑を求めます。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 次に、2款総務費について質疑を求めます。

12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） それでは、総務費についてちょっと若干3点ほど質問したいと思います。

決算に関する説明書に事業の実施状況、あるいは事業の効果が詳しく書かれておりますけれども、なかなかそれだけではちょっとわからないところもありますので、教えていただきたいなと思っています。

説明書の14ページ、生活バス路線ですけれども、5路線、それぞれに補助金あって、どの路線にどの程度の補助金を出しているかということと。

飯詰駅の管理運営委託費は幾らぐらいかということと。

それから、18年度から20年度の実施計画書の中に、JR各駅の利便性を向上させる道路の整備ということが計画されておりますけれども、さらなる利便性を高めるために、いわゆる定期バス路線を申請しているのか、あるいは循環バスなどの計画があるものかどうかをお願いします。

それから、二つ目ですけれども、25ページ、防犯対策費、これ旅費、多分費用弁償だと思いますけれども、125万3,000円が計上されておりますけれども、半分ほどの74万円しか使われておりませんけれども、今の時代背景からしますと、もっともっと巡回なり、何なり、この青い方の話です。こういう不用額が出たのはどうしてなのかということをお教えいただきたいと思います。

その前のページの23ページ、交通安全対策費、これは交通指導隊のことだと思いますけれども、ほぼ満額、旅費あるいは費用弁償もほぼ満額施行されておりますけれども、聞くところによりますと、今まで週1回の巡回が月1回の巡回になったと。これも今の実情を考えますと、まめに巡回するのがやはり防犯に役立つのではないかと思いますけれども、そこら辺は今後に反映するためにはどのような方法があるか、お教え願います。

それから、イベントなどでよく交通指導隊が交通整理をしておりますよね。あれの出動手当というのは主催者が負担するものなのか、それともこの項目から出ているものなのか。お願いしたいと思います。この3点についてお願いします。

○議長（伊藤福章君） 企画課長。

○企画課長（小原正彦君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

まず、生活バス路線の系統別の補助金の額ということでございますが、湯ノ沢線、こちらが市町村負担額としてまして、143万9,000円、板見内線が162万9,000円、それから高畑、荒川線が345万6,000円、千屋線が235万9,000円、それから、町の単独補助事業としまして実施しております湯ノ沢線の千畑温泉までの分でございますが、こちらは145万8,000円、115万1,000円、54万3,000円、これらはルートが若干違うために3本になってございます。それから角館6

号線のいわゆる角館まで行く路線でございますが、487万1,000円、合わせまして1,690万6,000円の補助ということになってございます。

それから、飯詰駅舎の管理委託でございますが、こちらは251万8,042円の委託契約となっております。

それから、飯詰駅へのバス路線の申請ということでございますが、こちらは現在はしてございません。それから、いわゆる巡回バス、乗り合いタクシー等々の関係でございますが、それらも含めて今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） ご質問にお答え申し上げます。

防犯指導隊の費用弁償でございます。

不用額が約55万円ほどになってございます。こちらにつきましては、合併によりまして、大仙市、仙北市との合同の隊員の研修、会議等が前年度に比べまして計画より回数が少なくなっているということと、隊員の参加人数の関係もでございます。それから、各種イベント等の執務の実績が計画どおりで遂行されなかった部分もでございます。そういう関係で不用額が非常に大きい結果となっております。

それから、交通安全対策費の交通指導隊の費用弁償でございます。

順序逆になりますけれども、指導隊の費用弁償につきましては、各種イベント、町の行事以外に例えば公的施設の方の関係で交通安全教室等に執務依頼の要請があった場合、執務してございます。計画では、主に交通安全課の対応で予算計上しますけれども、例えば、高齢者の関係の執務要請、それからその他もろもろの要請が各課からございます。そちらの執務、それから、大曲、仙北、それから県の指導隊の会議等の費用弁償、数が非常に多くなっております。そちらの執務になってございます。以上です。

そちらの要請にございました費用につきましては、町の方の予算の中から支出してございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） 大体わかりましたけれども、生活バス路線、非常に多額の補助金がありますけれども、やはりこれはどうしても町民の足としてなくすことができないものでありますので、このまま継続していただきたいなと思います。

それから、やはりホップ・ステップ・ジャンプの計画の中にあるとおり、駅を利用した、この間の花火大会なんかも非常に後三年の駅周辺に車をとめて、汽車で大曲まで行くというような、

そういうことが非常に今はやりといいますが、皆さん見直されてきておりますので、やはり駅前開発、あるいは駅と車、駅とバス、そういうものを利用したものをこれから計画していってもらいたいと思います。

それから、交通安全対策費でありますけれども、ややもすれば、交通整理ですけれども、本来は主催者の責任であると思いますけれども、役場使えばただでできる。そういうことではなく、この団体が頼めばやる、この団体が頼めばやらないとか、そういうある程度の基準を設けて、これから不公平感のないような運営をお願いしたいと思います。答弁は要りません。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 2点ほど伺います。

まず、2款1項1目の一般管理費についてお伺いしますけれども、監査委員の意見の中に、賃金単価の妥当性を検討してもらいたいという点と、それから単価契約に基づいて購入されるよう周知徹底してもらいたいという意見がございました。その具体的な内容と。

それから、例えば、ガソリンや灯油などのように仕切り単価が相場の変動によって違うような場合のそういうものの契約をどうしているのか、例えば通年で契約した場合には業者が泣くようなこともございますし、また、逆に町が高いものを買いつけるというようなこともございますので、そこら辺の契約はどういう形で行っているのか、まず、その点をお伺いします。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） お答えいたします。

一つ目の賃金単価の件でございますが、これは決定に当たっては、まず、前年度賃金がどの程度であったかということ、それから、社会情勢として賃金全体がアップしているのか、下がっているのか、そこら辺を十分に吟味しながら決定してございます。

それから、単価契約でございますが、物品については、一つずつ業者から見積もりを聴取して、安いところの業者から購入するという形をとってございます。ガソリン等のことでございますが、今ご承知のとおり、ガソリンとか、軽油は非常に高騰してございますので、1年契約ではなく、数カ月単位で上昇分を見ながら、数カ月、2カ月か、3カ月ということになりますが、数カ月単位で、業者と相談しながら契約を決めてございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 監査委員の意見にあるように、そこら辺、非常に町としても周知徹底しながらやっていっていただきたいと思います。

もう1点、2款1項6目の企画費なんですけれども、ふるさと会、関東に3ふるさと会、それから中部・関西に1ふるさと会があって、それに補助金を出しているわけなんですけれども、外部の団体に町出身者とはいえ、町外の団体に補助金を出すという考え方が少し違和感があると、私は考えておりますけれども、以前ですと、ふるさと会の総会に行くときに、地元産品を持っていくというような、そういうような支出の仕方をしていたわけだと思いますけれども、補助金を出す、その考え方はどういうことで補助金を出しているのか。

○議長（伊藤福章君） 企画課長。

○企画課長（小原正彦君） ご質問にお答えします。

ふるさと会につきましては、関東3ふるさと会、中部・関西1ふるさと会ということで、四つのふるさと会がございます。このふるさと会というのは、とりもなおさず、美郷町出身者の方々にふるさとを懐かしむ、それからふるさとに対して手助けをする。さまざまな観点でこの会が設立されてございます。そのような趣旨から町では補助金、もしくは報償費という形で運営費に対する助成、それからお手伝いをさせているということでございます。したがって、補助金を支出するということは何ら問題のないことというふうに考えてございます。

○議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 町の条例には補助金の適正化に関する規則がございます。補助金を出す目的として三つほどまずあったと思いますけれども、その何番目に適用するのか。

それと、もう一つ、補助金交付団体は申請をしなければいけないことになっております。その条例どおりに申請を出し、それで交付しているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 企画課長。

○企画課長（小原正彦君） 補助金の適正化条例の方は、今調べてお答えをしたいと思います、補助金の申請に際しては、適正条例に基づきまして、各団体より申請をしていただき、それに基づいて交付決定をし、それから事業報告等々を聴取してございます。（「で、ふるさと会も行っているということですか」の声あり）

ふるさと会については、それぞれのふるさと会より補助金申請をいただいているということでございます。

○議長（伊藤福章君） 暫時休憩します。

（午前10時32分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前10時33分）

○議長（伊藤福章君） 企画課長。

○企画課長（小原正彦君） 補助金の適正化に関する規則第3条に、それぞれ町の行政に協力し、これを推進する団体、または町の行政を補完する事業を行う団体。二つ目として、町民の福利に密着し、かつ公共的性格の強い事業を行う団体。三つ目としまして、町の産業及び教育、文化並びに体育の振興のため、特に必要な研修、または事業を行う団体というふうにございます。ふるさと会につきましては、一つ目の町の行政に協力し、これを推進する団体に該当するというふうにございます。

また、ふさと会においては、それぞれそのふるさと会において物産の販売等々もしてございます。そういう観点からは、この三つ目の町の産業の振興のために事業を行う団体にも該当するというふうにございます。以上ございます。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

20番、飛澤龍右工門君。

○20番（飛澤龍右工門君） 11目の国体準備費についてお伺いします。

13節に委託料の項目がありますけれども、この委託料の中で、設計監理委託料がありますけれども、これは多分ロードレースに対しての設計だと思います。ちょっとそこを確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（伊藤福章君） 国体準備室長。

○国体準備室長（澁谷陽嗣君） お答えいたします。

そのとおりございまして、自転車のロードコース、そのコースを設定して、その安全対策を立てるための業務委託ございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右工門君。

○20番（飛澤龍右工門君） この設計監理委託料ございますけれども、この額に見合うというが、これの設計したことによって、今回の、当然来年は国体が本番始まるわけございますけれども、今回の8月20日に行われましたロードレースに対しては十分な配慮がなされたものか、そ

こら辺お伺いします。

それともう一つ、来年の民泊について、どこまで進んでいるか、それもちょっとお伺いします。

○議長（伊藤福章君） 国体準備室長。

○国体準備室長（澁谷陽嗣君） お答えいたします。

業務委託の内容につきましては、まず一つは、コースを図面として完成させて、さらにそれに伴って、いろいろな架設物、交通規制に当たる架設物、それから看板の設置、そしてそれに立哨員をどこに配置するかと、そういったこと。そしてまた、これに対する費用がどのくらいかかるのかと。そういったことの内容がこの設計の主なものになっております。当然今回のリハーサル大会に向けてということですが、本番のコース、そのものを想定しての設計でございますので、まず大方のことがクリアされておるものと思います。

ただ、実際に今回リハーサルを実施して、立哨員のことにつきましては、実際にさまざまな工事と申しますか、農道など、そういったところ、規制はしてはありましたけれども、立哨員が配置しておらないところがたくさんございますが、そういったところの不備が若干散見されましたので、本番に向けてはそういったところをさらにこの設計に加えて対処してまいりたいと、そういうふうには思っております。

なお、民泊のご質問でありましたけれども、過日、6月と7月、仙南地区の各協力会を中心に説明会を実施いたしております。皆さん、大変協力的で、よく理解はしていただいたと思うんですが、実際の数はこれから農繁期後にかけて、さらに私ども個々に依頼なり、それから、実際の確約書と申しますか、そういう形で取りまとめをしていきたいと考えておりますが、現時点では7割ほどになっております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右工門君。

○20番（飛澤龍右工門君） 再度、そうすれば、民泊についてお伺いしますけれども、この要するに仙南地区でまず100%引き受けられない場合は、どのような方向で進めていくつもりでございましょうか。

○議長（伊藤福章君） 国体準備室長。

○国体準備室長（澁谷陽嗣君） 私自身としては、100%、さらに余裕も見まして2割ぐらいの割増しを含めまして、必ず達成したいと、そういうふうには考えております。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 次に、3款民生費について質疑を求めます。

12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） 68ページ、敬老会についてですけれども、昨年、今まで各旧町村でやったのとは、全然趣が違った敬老会でありまして、非常に、いわゆる不評な敬老会でなかったと思いますが、そのような声が当局に届いているものかどうか、もし、届いているとすれば、それを今回のことしの敬老会にどう反映しているものが、ちょっとお話しをお願いします。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ただいまの熊谷議員の質問についてお答えいたします。

私どもの方には、十分届いております。ということで、大分昨年から検討を加えまして、で、ことし日曜日に、千畑地区で第1回目の敬老会を開催させていただいております。で、その場でお渡しする記念品についても中身を十分検討しまして、お祝いにふさわしいものということで、赤飯等をあげております。

あと、ふだんなかなかお集まりいただけない高齢者の方もおられるかと思いましたので、健康講話ということで、国保連合会の保健師さんに来ていただきまして、今はやりのメタボリックシンドローム、脂肪の関係の講話をいただくとともに、体を動かす、ちょっと体を動かして健康に資するような運動を取り入れて、これも一緒にやってもらっております。演芸は今までどおりの形でやらせてもらいましたけれども、来ていただいた方々からのお話しからいけば、ことしはちょっと配るものもはまったなというような話も伺いましたので、まずは千畑地区についてはよかったのかなというふうに思っております。

今後、仙南地区、六郷地区、それぞれ日曜日に開催いたしますので、同じようなスタイルで開催いたしますけれども、今後も来られる方々のご意見を十分お聞きしながら、よりよい敬老会になるように努めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 2項の児童福祉費ですけれども、予算書の説明書の中の41ページですが、子供の虐待等の早期発見、早期対応を図ったという、事業の効果、それから実施状況が載っていますが、実情についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ただいまの泉議員の質問についてお答えいたします。

平成16年度でしたけれども、児童福祉法が改正になりまして、児童虐待に関するきちんとした

対応を市町村が主体的に取り組むようにというふうには法改正になりました。で、それに伴いまして、予算書上は、子育て支援ネットワーク会議という名前になっておりますけれども、昨年10月に要保護児童対策地域協議会というものを立ち上げまして、メンバーはほとんど同じですけれども、この中で、要保護児童の発生を極力事前に察知して、連携をとりながらということで、町内の医師なり、あるいは民生委員さん、民生児童委員さん、それから学校関係者などの10名で委員会を発足しております。

で、児童虐待の現状でございますけれども、重大な事態に立ち至ったことはございません。ただ、虐待が疑われるケースが何件か発生しておりましたので、その都度、県の横手の方でございますけれども、南児童相談所の担当の方と連携をとりながら、早目の対応に心がけているところです。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 次に、4款衛生費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 次に、5款労働費について質疑を求めます。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 次に、6款農林水産業費について質疑を求めます。ありませんか。

12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） 87ページ、この青い方では72ページですけれども、こだわり米作付支援事業、これに消費者、あるいは市場ニーズにこたえた売れる米づくりを実践したと書いてありますけれども、その効果が出ているもののでしょうか、そしてそれが価格などに実際に反映しているものか、お願いします。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こだわり米支援事業ですけれども、これにつきましては、通常の栽培と違いまして、一つは栽培マニュアルを備えると。それから、二つ目といたしまして、出荷契約を結ぶと。そして、三つ目に、区別した販売を行うと。これらのことを踏まえながら、現在対象となっておりますのが、米の精、それから減農、減化、これらの米が対象となっております。

で、対象者が173名、対象面積が245ヘクタール、で、価格的には通常販売よりも500円から

1,000円高く販売されております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） 私ちょっとこっちの方は余りよくわかりませんが、今はやりのいわゆる低農薬、あるいは有機栽培のことだろうと思いますけれども、栽培面積、多分美郷町は7,000町歩ほどのうち、今300町歩ぐらいですか。これを拡大していく方向なのか、それとも厳選して、ここの地域だけを特化させていくものなのか、そこら辺をお願いします。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 将来的に目指す方向といたしましては、やはり美郷町の地区で生産される米、これらが有利販売につながるということが最も望ましいと考えてございます。ただ、現段階におきましては、それぞれの販売業者、それらの中での販売戦略、これらが大きな位置を占めておりますので、それらの動向によるものが大きいと思われまます。以上です。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

9番、武藤 威君。

○9番（武藤 威君） 86ページ、6款3目19節ですけれども、品目横断経営安定対策関連の説明会がずっと開かれてきましたけれども、私も1回だけ自分の方と言えはいいのか、同じ部落に来たとき聞きにいきましたけれども、一方的な説明を聞けばなるほどなど、これで進めていかなければ立ちおくれるかなとは思いました。そういう中で、現在の加入状況、また進めぐあいと言えはいいのか、そこあたりをひとつ聞きたいと。

それから、進めば進むほどですけれども、それなりに私の頭の中にいろいろなことがよぎってくるわけでございます。やはりこれは何でこういうこと進んできたべかなと考えました。そういう中で、やっぱり行政も加わりましたけれども、農協がこの農家をはやすと言えは余りいい言葉ではありませんけれども、集落営農組織、いわゆる集落営農に駆り立てながらやっていると。やはりこれは、担い手確保を名目にして、肥料、農薬なども農協から買ってもらって、そして米も農協に出荷させたいというようなことではないかな、いわゆるリンカーンの言葉を借りれば、農協の農協による農協のための施策、いわゆる集落営農ではないかなと、こう曲げて考えればそういうことまで考えられるわけでございます。

来年度から導入されるこの品目横断経営安定対策、いわゆる直接払いですけれども、これをやるために、出荷契約などに我々農家に判子を押させるわけです。そうなれば、また悪い言葉だけれども、農協の餌食になるのではないかなとさえ思うわけでございます。

そういう中で、また心配してくるわけでございますけれども、やはりこの可能か不可能か、まだ計算もできないこの所得目標、これさえ我々農家も大きい農家に聞いてもなかなか本当にそれだけ所得目標を掲げて収入あるとかと、金になるとかと言えば、本当はおれにだってわからないと。計算上仕方なくこうやれば上がる計算になるのも、おれは容易でないべと。それこそこれも上がるんだか上がらないのかわからないとき、そういう計算はちょっと無理なんでないのかと。そういう所得目標、この行政が出しているわけですけれども、そういう中で、一方我々は農協の情報しかわからないわけで、ややもすれば、間違った判断していると。するのではないかと、そういう説明を我々は仮に聞いて、我々の行き先、本当に安定するのかなと思うと本当に心配なわけでございます。

それと、農協は集落営農講座に一元化されることによって、我々の個人情報のデータが組織内に筒抜けにされるのではないかなという心配も起きてくると。それから、オンラインで農協の口座に全部つながるわけですけれども、我々集落営農からの入金はすべて農協の決裁に優先され、それに対する心配も出てくると。

それから、今金の出しところがわからないという中で、もし、融資を受ける際にだれが主体となるのか、説明によれば、法人格のない任意組織と、組合という位置づけですから、我々は融資は受けられないと。そうなれば、代表者が保証人になるしかない。しかしながら、果してその代表者に対して農協でもどこでも公庫でも金貸すかと言えば、これは容易でない。そうなれば、もし融資に応じるとなれば、集落営農に参加する全員の連帯保証人の保証も求めてくるかも知れない。しかし、このように厳しい経済状況ですので、なかなか連帯保証人に今なりたがる人はもちろんないし、なれる人もいない状況のもとで、矛盾だらけの政策とでもいいますか、小規模農家を救うという説明ありましたけれども、本当にこれがこういうことを考えないでだまって、一方的に説明だけ受ければ、これさは加入していかないといけないのかなと、喜んで、先になっていかないといけないけれども、そういうことを考えれば考えるほど、心配なことがございますので、何とか、これからもいろいろこういう話出てくると思いますので、この議会を通じて心配ないような答弁をいただきながらいきたいなと思っております。

それから、もう一つですけれども、同じ6款ですけれども、次のページの88ページですけれども、4目の報償費でございますけれども、畜産共進会の出品の報償ですけれども、本当に今旧仙南、旧六郷、旧千畑でも、それなりのやつをやって、郡、県もやっておりますけれども、昔に比べれば、千畑の場合はホルスタインの秋田県でも有名、東北でも有名、全国でも有名だと。また、六郷では、かつての六郷和牛をつくろうということで、畜産農家初め、役場初め、由利の市場、

仙北の市場はもちろん、中央市場、また県外の市場まで行って、A3級クラスの優良和牛を40万、50万円出してばんばんと買って来た時代もありましたし、仙南でもややそういうこともありました。しかしながら今いないと、少ないと。千畑の畜産会においてもかつての本当に何十分の1になって、本当にお祭りのな事になってしまいましたけれども、ある面では残念だと。ただ、仕方がないだろうなと思えるわけです。

例えばあそこに出品する場合、毎日せっせせっせえとえさをやりながら、若齢クラスで言えば1日に1キロぐらいの増体量です。平均後期クラスになれば、600から何ぼ太らかせても800、ただ1回、あそこに連れてくれば、10キロ前後、ひどいのは20キロ近く痩せると。とてもじゃないけれども、日ごろの労苦がむだになるというので、年々少なくなったのも現状です。それから、第一、昨年なんか千畑ではありませんけれども、大曲地区ですか、ジャンボウサギに出品して、千畑の方が入賞して返ってきたのが賞状だけと。ウサギは死んでしまったと。そういう例さえあるわけで。年々敬遠されているし、やりたいけれどもやれないと。それでもまだ一生懸命やってくれている人がおりますので、こういう報賞金もあるようですけれども、大体これは何頭分で、本当に恐らく涙銭だと思いますけれども、何頭分か、そこらあたりを聞きたい。この後もこういう体質でいくのかどうかと。今後この畜産、それこそ祭りがなくなるのも何だか、このまま続行するためには何とすればいいのか、そこの辺をちょっと考えておりましたら、お知らせ願いたい。以上です。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） ただいまの質問にお答えいたします。

初めの方の品目横断的経営安定対策によりますところの集落営農、それと担い手の確保、これにつきましては、17年度中の3月末、これまでに各集落、すべてにおきましての説明会を開催してございます。それから、それ以降につきましては、可能性のある集落、それと認定農家、これらの確保を進めまして、現在集落営農につきましては、40数集落、43だったと思いますけれども、それらの集落で今話し合いが進んでおります。それから、既に3集落におきましては、集落営農、仙南地区で1地区、千畑地区で二つですけれども、これらが既に設立してございます。

それからあと、認定農業者の方の確保でございますけれども、これにつきましては、17年度末で495名の方、この方を認定にしております。それから、今現在でございますけれども、行政報告にありましており、536の認定農家が確保されてございます。

それとあと合わせまして法人ですけれども、17年度末で五つでございましたけれども、今現在、三つふえまして八つが法人化を進めております。

それからあと、今後の可能性でございますけれども、基本的に町で定めておりますところの経営基盤安定対策許可法によりますところの指針でございますけれども、農家1戸当たりの目指す所得が360万円、それから年間の労働時間が2,000時間、これを目標といたしまして、町では担い手対策支援チーム、これを17年度末に設置いたしまして、推進してございます。このメンバーでございますけれども、県、それからJAさん、農業団体、それと町が一緒になりまして、集落営農、それと担い手の確保、これらを一体となって進めまして、19年度から始まりますところの品目横断的経営安定対策、これに向けての総合的な支援を行ってございます。

また、その中での個人情報の守秘義務でありますけれども、これは当然農業団体、公務員として守らなければならない義務でございますので、これらについては当然のことで、さらに今さらどうのということはありません。

それからあと、経理の一元化、これらに伴いますところのさまざまな対策でございますけれども、先ほど融資の話がございましたけれども、集落営農の場合は、法人格のない任意団体というところに位置づけられますけれども、これにつきましても、融資を必要とする場合、恐らく県の補助事業による農機具の導入、もしくは農地の取得、これらにつきましても、現段階の範囲では代表者の方々がスーパーL資金、それから近代化資金、これらの中での利用が可能な状況になってございます。

また、現に既にそれらの相談を受けているところもございまして、担い手支援チーム、この中で、総合的に常に情報の共有化、これを図りまして、農家の方々が不安のないように、一生懸命努めておるところでございます。

それから、あと、将来的にでございますけれども、5年間という一つのスパンがございまして。この中で、19年度当初から立ち上がって取り組むところ、それから、2年度、3年目と、そういうことである程度の農家の取捨選択、これらができるような配慮がなされておりますので、そこら辺につきましても随時情報を提供しながら、農家の方々に設立へに向けての支援を進めていきたいと思っております。

それから、二つ目の報賞費の方の質問でございますけれども、これは畜産の共進会、郡の方の出品ですけれども、美郷町からは枝肉と、それから家兎の小家畜、これらの出品しかございません。ちなみに件数でございますけれども、郡の方の共進会でございますけれども、これは大変済みません。郡の方で5名の方が出品してございます。それから県の方の共進会の方には3人の方が出品してございます。あくまでも小家畜ですので、金額につきましては、郡の方で1点2,000円、それから県の方で3,000円の支出でございます。

それから、今後の共進会の方向でございますけれども、美郷町ではべっこ祭りを開催しておりますけれども、今年度から仙北郡内、大仙、仙北市、美郷、この三つで仙北畜産協同組合、このところの主催によります郡内一本とした共進会、これを開催してございます。ただ、現段階では、美郷町といたしましては、地域の畜産振興、これらもあわせて、ただちに郡の共進会に一本化するのではなく、農家の意向も聞きながらこの後考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 9番、武藤 威君。

○9番（武藤 威君） はい、わかりました。わかりましたけれども、私に聞かないで、農協に聞けと言われると、怒られるかも知れませんが、こんなことを何と意思ですか。私本当に疑問に思うわけで、集落営農を我々に押しつけるとでもいいますか、そういう運びで農協で一生懸命やっておりますけれども、ただ、こういうせっかくできる希望を持ってやる、この組織に、融資を実行しないという状況は、これは農協としてこの集落営農は問題あると考えている証でないかなと、私は考えますけれども、本当に希望が持てて、農協が堂々とあやって説明する以上は、融資であってもいいと思えますけれども、その辺何と考えておりますか。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 町といたしましては、融資につきましては、町の方で資金の融資審査会、これを開催してございます。ただ、この際に審査されるものは、JAなり、それから金融機関、それらの方から資金が必要であるという申請の上の上がったものでございますので、その前の段階での審査なり、内容等については町の方では把握してございません。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 6款1項3目19節になりますが、フロンティア農業研修奨励補助金について、2名ということで出ておりますけれども、これは事業の効果ということはすぐには期待できないと思えますけれども、非常に将来に期待したいと思えますが、今現在、その研修、取り組んでおられる2名の地区、あるいは年齢、そしてその取り組みの内容をわかりましたら、ちょっと教えていただきたいと思えますが。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） フロンティア農業者の研修2名でございますけれども、1名は畜産、それからもう1名は、花卉の部門です。そのうち1人が女性でございます。それから、年齢は19

歳とそれから20歳でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。

17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 今の女性の方は花卉ということですか。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 大変失礼いたしました。畜産の方です。（「はい、わかりました」の
声あり）

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これにて10分間休憩します。

（午前11時05分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時15分）

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 大変済みません。

先ほどのフロンティア農業者研修のところ、女性の方が畜産のコースとってしまいましたけれども、男性の方が肉用牛の研修で、秋田県の畜産試験場に行っております。それから、女性の方が花卉の研修で秋田県の農業試験場、こちらの方に行っております。訂正しておわびいたします。

○議長（伊藤福章君） 次に、7款商工費について質疑を求めます。

16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 7款1項2目の商工振興費についてお伺いいたしますけれども、町では、さまざまな商工振興に対する取り組みをしているわけですが、現実にはそれに追いつかない、

今商工業が非常に厳しい状況にあるわけです。で、平成17年度、業種別、地区別に廃業した商工業者をまず把握しておりますか。

○議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） ただいまのご質問にお答えします。

その数字的にはちょっと把握してございません。

○議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 私が調べたところ、商業者が8名、工業者が3名、建設業者が4名、で、サービス業者が5名の20事業所が廃業しております。で、地区別では千畑が3、六郷が12、仙南が5です。

で、18年度もまた廃業している、そういう方々がたくさんあります。加速度的にそういうような形になっているのが現状だと考えておりますけれども、私一般質問でも言いましたけれども、やはり何らかの抜本的対策が必要であり、その一つとして、第2次の中心市街地活性化事業のような取り組みも必要だと考えておりますけれども、商工観光課長、町長でもいいですけれども、どうお考えですか。

○議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 当課におきましては、商工振興、観光振興を行っております。

で、商工振興上、今合併して2年目に入ったわけですが、それぞれの各地域におきましては、商業の仕方が違ってございました。で、特に六郷の商業集積区域におきましては、これまでいろいろな商売のあり方が、例えば待ち受け商売であったり、あとは高齢化の伸展によりまして、跡継ぎがないという実情もございます。で、若手の方々はいろいろなインターネット関係で都市部との交流で物販してございます。そういった方々と、仙南地域、千畑地域の、そちらも商業者はもう廃業している方も多いわけなんです。そこら辺とのネットワークを構築して、このあと地産地消事業ということで、条例化の提案をこの後の12月定例あたりには計画をつくりまして、今度は町ぐるみで商業の底上げをしてまいりたいと考えてございます。

で、この後観光協会も一本化になるわけですが、いろいろな商業だけではなく、観光振興とも絡めながら商業の発展を目指してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「中心市街地活性化事業については」の声あり）

商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 中心市街地活性化事業につきましては、今3法の改正がございまして、この後いろいろな関係団体の方々と相談しながら設立に向けて進んでまいりたいと考えてご

ざいます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 次に、8款土木費について質疑を求めます。

12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） 104ページ、東大通り線についてお伺いします。

さきの一般質問に答えて町長はこの工事を中止、または休止の考えを示しましたが、この路線は旧六郷町から引き継がれた事業でありまして、大曲、あるいは横手の中間地点にあって、その利便性を生かしたベットタウン構想に基づいた住環境の整備として他町村から定住の促進を持ってくるとしたものであると理解しております。ある一定地域の中にいろいろな施設があって、移り住んで来た人は非常に便利なところだということを言われております。これをさらに進めるためにも、いわゆる下水道事業とあわせて、ぜひ実現しなければならない事業と私は認識しておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 今回の皆さんからこちらの方で提案していたわけでございますが、今これを中止するというものではなく、いずれ方向性はこれから示さなければならないというふうには考えてございます。とりあえず、全体構想を考え合わせながら、どれが一番あの道路をメリットのある道路にすればよいのか、そこら辺はこれからの検討課題になろうかと思います。

○議長（伊藤福章君） 12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） いわゆる地域の均衡ある発展というのは、すべてをならしということではなく、それぞれの特色を生かした発展だと思っておりますので、そこら辺を十分考慮お願いします。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 次に、9款消防費について質疑を求めます。

20番、飛澤龍右工門君。

○20番（飛澤龍右工門君） 3目の消防施設費についてお伺いします。

工事請負費、たしかこれ防火貯水槽の請負費と聞いておりますけれども、今後この防火貯水槽は増設の見込みはあるものか、計画はありますか。防災計画書を見てこなかったものですから、そこをよろしくお願いします。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答えいたします。

防火に関する水利の確保でございますけれども、水道の普及区域につきましては、原則としては消火栓を優先させるということで、建設課の方にいろいろご協議して設置の計画を立てているところでございます。

それから、防火水槽につきましては、水道の未普及区域ということで、自然水利等の利用もありますけれども、今後の防火水槽の設置につきましては、原則的には水道の未普及区域を設置の計画区域にするということで、今すぐではないんですけれども、今区域の調整等を分署の方と調整を図っているところでございます。

○議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右工門君。

○20番（飛澤龍右工門君） 要するに、夏場はいいんですけれども、今の消火栓入るところは、まず当然夏、冬通して対応できるわけでございますけれども、農村部とか、要するにそういうところは冬期間、水利が非常に不便になっております。そういうことからして、やはり災害が起きたときに、どうしてもこの防火水槽というのは必要なところがございます。そういう形で今後進めてもらいたいことと、その進める段階において、どういうふうな優先的ということも地域の皆さんから意見を聞きながら進めてもらいたいと要望するものでございます。以上です。答弁はいいです。

○議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 同じく消防費の非常備消防についてお伺いいたしますけれども、美郷町の地域防災計画の資料編に、平成17年10月末現在での消防団の実態が載っております。それを拝見しますと、14分団ある中で、定数にばらつきがございます。で、この定数のばらつきをある程度均一化するべきではないかなと考えております。それに伴う受け持ち区域の見直しも必要じゃないかなと思います。

それと今実数として定員に満たない、そういう分団もございまして、その補充対応としてJA等の団体職員を入れることも一案じゃないかなと思います。いざというときに、日中地元にいる方ということで、そういう考え方もあるのではないかなと思います。それが第1点と。

それから、コミュニティ消防センターなんですけれども、千畑、仙南地域にはございます。ところが六郷地域にはコミュニティ消防センターが設置されていない状況です。で、今積載車が各分団に配備されておりますが、その収納する車庫としての役目と、それから消防団員が集う、そういう役割も果していると思いますので、これがぜひ地域が均衡になるように設置すべきではない

かなと思います。その2点お願いします。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

初めに、消防団員の件に関しましてお答え申し上げます。

消防団員につきましては、定数は484名になってございます。現在430名ほどの団員がおられます。議員ご指摘のとおり、地域や分団によりまして、団員の数が均等になっていないのが現状でございます。団員のばらつきももちろんそうでございますけれども、分団の区域の見直しも団長、それから団の幹部等で今調整をしているところでございます。特に、地区で申し上げますと、六郷地区につきましては、9分団の団員が少ないということで、それらについて2カ月ほど前から地区の幹部の方で調整をいたしまして、できるだけ早い機会に分団のでこぼこを調整するというので、先日も協議してございます。早ければ年内、出初式の前に案としてまとめたいというふうに考えてございますけれども、そういうことでご理解願いたいと思います。

それから、コミュニティ消防センターの件でございます。

地区的に申し上げますと、千畑、仙南地区については、コミュニティ消防センターは建設されてございます。六郷地区の9分団につきましては、旧分署の建物を現在利用してございます。残りの分団につきましては、議員おっしゃられましたとおり、今後の今の消防ポンプ庫のあり方、それから消防の積載車等の配置も考慮しまして、今後検討していかなければならないというふうに考えてございます。今現有のポンプ庫もかなり老朽化しているのが現状でございますので、議員のご指摘のとおり、今後につきましては、これらも踏まえて、分団、地区の見直しも含めまして検討していかなければならないと、そういうふうには感じておるところでございます。以上です。（「JA等の団体職員等の配置」の声あり）

それから、申しわけございません。

JA等の職員のボランティア的消防団員の協力要請でございますけれども、非常に厳しい団員の確保になってございますけれども、町としては団員を含めまして、団員の確保に鋭意努力しているところでございます。今現在、勤め等の関係で団員の拡大、確保というのはなかなか難しい現状でございます。それに反しまして、機動力のよい施設の整備も町の方で進めているところでございます。議員おっしゃられますように、他団体等の職員のご協力をいただけるようであれば、今後そういうところにも検討していかなければならないというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 町長。

○町長（松田知己君） 今住民生活課長が答弁した中で、個別の内容に触れましたが、現段階でまだ個別の内容にまで触れる段階に至っておりませんので、今後議員からご指摘ありましたことは十分に踏まえながら、消防団のあり方について、あるいは分団の形態について、どうしたらいいかを検討してまいりたいというふうに考えますので、ぜひそういう観点でご理解ください。

それから、消防団員の件につきましては、今消防積載車を導入している、その目的が何かということですが、かつてのような団員が確保できない環境の中で、少ない団員でも迅速に対応できるためにということが積載車の大きな目的にもありますので、そういったこともあわせた考え方で団員のあり方も今後の検討になるかと思いますので、あわせてご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 消火設備についての除排雪のことについてちょっとお伺いしたいと思います。

前、課長の方にも直接聞きにいったことも私ありますけれども、各団の方にお任せしているというふうな進め方であったように聞いておりますが、なかなか団の方が仕事を持ちながらという中で、除排雪についてなかなか苦慮しているというような声も聞いておりますが、そのことについて例えば14分団すべて統一した形で除排雪に当たっているかというようなことを聞きたいと思っておりますが、お願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

冬期間問わず、消防施設の管理につきましては、各団員の方々にお願いしているところでございます。合併前につきましては、取り組みがさまざまでありましたけれども、合併後、できるだけ早く調整するということで、団員の方々に管理をお願いしているところでございます。それから、団の方で手が回らない場合につきましては、団の方からすぐそばの方をお願いすることはあるかと思いますけれども、原則的には団員の方々にお願いすると、そういうふうにしてございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。

17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 即答を求めるつもりはありませんが、いずれ私どもに届いているお話しですと、どうしても団員の中だけではできないために、住民の方をお願いすると。そしてその住

民の方に団から結果的に謝礼というような形で支払っているということも実態として聞いております。そうした場合に、どうしても団において経営という言葉が当てはまらないと思いますけれども、どうしても極端なことを言うと、身銭を切るような形で出しているというようなとらえ方をしている団もあります。その点について、今後ひとつ検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 次に、10款教育費について質疑を求めます。

12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） 通園、通学バスについてご質問したいと思います。

私は一般質問でも言ったように、私にとって最重要課題とっておりますけれども、決算のこの青い説明書の事業概要にも載っておりませんでしたので、若干説明をお願いしたいと思います。

決算書 114ページの事務局費の中に、運転代行委託料 1,200万円ですか。それと 123ページの幼稚園費の中のバス代行委託料 295万円、そのほかにちょっと見当たりませんでしたけれども、大体そういうバス運行に対する経費とバスの台数、あるいは運行状況や車両の管理はそれぞれで管理しているものなのか、それとも教育委員会の方で一括して管理しているものなのか、そこら辺をお願いします。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） お答えします。

管理の方は、千畑地区につきましては、幼稚園のバス等も含めましてスクールバスを利用しておりますので、学務課の方で管理しております。

それから、六郷地区に対しましては小学校のバスは小学校で、それから幼稚園のバスは幼児教育課の方で管理しております。

それから、仙南地区に対しましては幼児教育課の方で管理しております。出ところは教育委員会、同じでございますけれども、今お話ししたとおり款、項、目が違うというような状況でございます。以上です。（「台数」の声あり）

台数でございますけれども、千畑地区の場合が4台、それから六郷の地区の場合が1台、これが学務課で管理している台数でございます。

○議長（伊藤福章君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（鈴木 隆君） 幼児教育課関係では、仙南保育園、幼稚園の方が4台、それから

六郷保育園、幼稚園の関係が1台ということで、5台管理しております。

○議長（伊藤福章君） 12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） やはりまとめればよいというわけではありませんけれども、こういう管理もやはり、まず支障がなければそれでいいですけれども、いろいろ老朽化、あるいは運転手の手配などを含めると、やはりこれは一括管理して、それぞれ運用といたしますか、使い回すといたしますか、そういうことも考えて効率のある運用をするべきだと思いますけれども、今差し当たって支障はありませんか。そこら辺、ちょっと一言。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） バスによりまして、実は形状が大分違います。例えば、仙南のバスでありますと、幼稚園専用車ございまして、小学校、中学校の子供たちは乗られないというような状況でございます。そういう意味でございまして、それぞれ新旧町村のを引継ぎまして管理しているような状態でございますけれども、今後のことがございますので、さらに検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。

8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 社会教育費、六郷公民館についてですけれども、バリアフリーの問題ですが、町の福祉計画でも公共施設のバリアフリー、順次計画していくことにはなっておりますけれども、六郷公民館、とりわけ生涯教育で利用なさる方々からの声として、トイレが障害者用のといたしますか、洋式のトイレが1階に一つ、体育館のところにありますけれども、1階のトイレのところにもぜひ備えてほしいというのと。それからもちろん2階にもという、そういう声が以前からあるんですけれども、もちろん計画としてはうたっています、ぜひ早急にそういうことを検討していただきたいと思うんですけれども、その点についてお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 社会教育課長。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 六郷の公民館につきましては、今お話しがあったトイレの問題のほかにも下水道接続の問題とか、それからストーブ、暖房の関係、そういったものをいろいろ問題を抱えておりますので、その際に一緒に考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤福章君） 次に、11款災害復旧費について質疑を求めます。質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（伊藤福章君） 次に、12款公債費について質疑を求めます。質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（伊藤福章君） 次に、13款諸支出金について質疑を求めます。ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（伊藤福章君） 次に、14款予備費について質疑を求めます。ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（伊藤福章君） 歳入歳出全般について取り落としなどありましたら、ご質疑いただきたい
と思いますが、ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（伊藤福章君） 質疑がないようですので、これで認定第1号の質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。
認定第1号についてこれより採決いたします。
お諮りします。認定第1号について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。
よって、認定第1号 平成17年度美郷町一般会計決算認定は原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

- 議長（伊藤福章君） 次に、日程第2、認定第2号 平成17年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

8番、泉 美和子君、登壇願います。

(8 番 泉 美和子君 登壇)

○ 8 番 (泉 美和子君) 私は認定第 2 号に反対の立場から討論いたします。

この間、私ども共産党議員団は、町民の負担増を極力避けるべき立場から国保会計においては、不要不急の基金への積み立ては行わずに、税額、税率の引き下げに充てるべきであること、税率の引き上げを撤回すべきと要望し、議会でも主張してまいりました。平成18年度、今年度当初予算の編成時の説明、また、6月議会での税率改正の必要性について、次期繰越金の予想額が前年度より5,000万円少ない1億5,000万円になる見込みであり、財政的に厳しい運営となるとしていました。

ところが、決算においてはその2倍の約3億円の繰越金となっています。もとより、出納閉鎖前であり、医療費や税の収納は確定しておらず、予算編成時は正確な額は求められないのは自明のことですが、出納閉鎖直後の6月議会で税率改正をそのまま提案されたことは看過できません。合併により、国保税の負担がふえている町民世帯が生まれており、さまざまな税の中でも最もその負担感の強いものが国保税です。

自公政権のもとで、住民税の大幅引き上げ、介護保険制度改悪や障害者自立支援法による新たな負担増やサービス後退も町民生活に深刻な影響をもたらしています。今こそ当局も議会も町民負担の軽減へあらゆる努力を行うべきと考えます。

以上、討論といたします。

○議長 (伊藤福章君) ほかに討論ありませんか。

1番、鈴木 一君、登壇願います。

(1 番 鈴木 一君 登壇)

○ 1 番 (鈴木 一君) 日程第 2 の認定 2 号の17年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について、私から賛成討論を申し上げます。

社会情勢の変化などに伴い、住民ニーズは年々複雑かつ多様化が進み行政需要が増大している反面、景気の低迷や三位一体改革等により、町の収入財源は減少し、こうした厳しい中で効率的財政運営が求められている。予算編成においても限られた財源を有効かつ重点的配分をし、最大の行政効果を導入しておりますので、決算認定に賛成するものであります。

以上であります。

○議長 (伊藤福章君) 異議がありますので、採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤福章君) 起立多数と認めます。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

これにて昼食のため、午後1時まで休憩します。

(午前11時45分)

○議長(伊藤福章君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後1時00分)

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤福章君) 日程第3、認定第3号 平成17年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

認定第3号についてこれより採決いたします。

お諮りします。認定第3号について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成17年度美郷町老人保健特別会計決算認定は原案のとおり認定されました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第4、認定第4号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定
についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

認定第4号についてこれより採決いたします。

お諮りします。認定第4号について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定は原案のとおり認定
されました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第5、認定第5号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計決算日程に
ついてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、熊谷隆一君。

○4番（熊谷隆一君） 196ページの歳入1款1項1目の収入未済額についてお伺いします。

先般6日の全員協議会でも加入率等の問題が報告されておりましたけれども、非常に収入未済
額が多いわけでありまして、次の認定の集落の収入未済等に比べますと、非常に額が多いわけ
でありまして、事業に対する町民への説明と申しますか、その辺が非常に大事になるのではない
のかなというふうに思います。その辺についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（照井一夫君） お答えいたします。

現在未済額が 980万円という数字がございます。これは17年度分が 630人ということで、件数にしてでございますが、このような数字になってございます。事務的には職員が督促等につきましては鋭意努力しているところですが、なかなか納付にまではこぎつけていないというのが実情でございます。いずれ、納付につきましては、一丸となって頑張っていきたいものだなというふうには考えてございます。

○議長（伊藤福章君） 4番、熊谷隆一君。

○4番（熊谷隆一君） そういうことで、職員の努力ということもあろうかと思えますけれども、加入率の問題、あるいは現在も新しい事業の工事も進んでおることから、やはり加入地域全体の受益者に対して、もっと理解を求めながら事業を進めるべきではないかなというふうに思います。

○議長（伊藤福章君） よろしいですね。答弁必要ですか。（「いや、いいです」の声あり）

ほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

認定第5号についてこれより採決いたします。

お諮りします。認定第5号について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計決算認定は原案のとおり認定されました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第6、認定第6号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

認定第6号についてこれより採決いたします。

お諮りします。認定第6号について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定は原案のとおり認定されました。

◎報告第16号～報告第18号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第7、報告第16号から報告第18号については、関連がありますので、専決処分事項の報告は一括で上程したいと思います。

報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) 報告第16号についてご説明いたします。

この後の17号、18号も同じ場所での同じ事故でございます。

事故の概要でございますが、7月3日、町道坪立線の湯殿屋敷地内において、道路に陥没がで
き、その中に水がたまっていたため、ドライバーが陥没と判断できず、通行車両に被害を与えて
しまったというものでございます。

相手方ですが、

。

8月1日に3番に記載の内容で示談が成立してございます。

続きまして、報告第17号についてご説明いたします。

事故の概要は報告第16号と同じでございます。

相手方ですが、 _____ 。

8月11日に、3番に記載の内容で示談が成立してございます。

続きまして、報告第18号についてご説明いたします。

事故の概要は報告第16号と同じでございます。

相手方ですが、 _____ 。

8月14日に、3番に記載の内容で示談が成立してございます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） **報告が終わりました。**

◎議案第52号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） **日程第8、議案第52号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。**

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） **説明を求めます。町長。**

○町長（松田知己君） **小川氏は、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について、今後も実情に応じた活発な活動が期待されますので、委員候補として法務大臣に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願**
いいたします。

○議長（伊藤福章君） **説明が終わりました。**

◎議案第53号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） **日程第9、議案第53号 字の区域の変更についてを上程いたします。**

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） **提案理由の説明を求めます。総務課長。**

○総務課長（深澤 廣君） 議案第53号についてご説明いたします。

土地改良法に基づく、金西東部地区における土地改良事業の結果、従来の地形が変更されたために、境界が不明確になり、整備後の区画にあわせて変更する必要があるため、法律の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

変更前の区域及び変更後の区域についての説明は省略させていただきます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第10、議案第54号 美郷町土地開発基金条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

これは基金の額を2億6,777万2,122円から1億円に改めるものでございます。この基金は、旧3町村時代の金額をそのまま合算して、新町に引き継いでおります。町の総合計画の内容等から判断して、土地の先行取得等、今後当該基金の需要は考えにくく、一部を一般財源化することにより、町債の償還に充て、年々上昇している公債費比率を抑えるとともに、財政の健全化へ向けた取り組みを行いたいと考えてございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第11、議案第55号 美郷町手数料条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 議案第55号につきましてご説明申し上げます。

地方分権型社会確立の一環として、住民に身近な事務は、県から市町村へ権限が移譲されることに伴う今回の手数料規定の改正でございます。

次のページをごらん願いたいと思います。

別表第1でございますが、この表の下段の部分でございます。区分の欄に採石、それから手数料の名称の欄に、採石業者の登録手数料、手数料の額の欄に1件につき1万8,000円を加えるものでございます。この金額につきましては、現行の県条例に規定する額と同金額となっております。

附則といたしまして、この条例は県との協議調整によりまして、平成18年10月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第12、議案第56号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） 議案第56号についてご説明いたします。

議案資料の2ページ、3ページに新旧対照表がございますので、お願いいたします。

昨年成立した障害者自立支援法の本格施行が10月から始まりますけれども、この新サービスへの体系の移行をサンワーク六郷で10月から予定しているところでございます。それに伴いまして、昨年12月にサンワーク六郷の設置条例制定の際に、障害者自立支援法施行前の法律に定めていた事業を新体系にあわせて改正する必要がありますので、提案するものでございます。

当初社会福祉法で施設名称等の変更が予想されておりましたけれども、授産施設とか、更生施設とかいった名称はそのまま残されておりますので、第3条に定める施設区分としては、そのまま身体障害者授産施設、知的障害者通所更生施設として残してございます。

また、その他の事業につきましては、第2種社会福祉事業ということで、障害福祉サービス事業という規定になっております。

なお、新体系で実施するサービスでございますけれども、一般企業への就労が困難な人に働く場を提供する就労継続支援事業、自立した日常生活、または社会生活ができるよう必要な訓練を行う自立訓練、常に介護を必要とする人に入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動、または生産活動の機会を提供する生活介護を予定してございます。

なお、この新体系事業への移行に伴いまして、サンワーク六郷の指定管理者である社会福祉法人慈泉会の定款や運営規定も10月1日から変更することになっております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第57号の上程、説明、

○議長（伊藤福章君） 日程第13、議案第57号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 議案第57号につきましてご説明申し上げます。

健康保険法の一部改正に伴いまして、同法との均衡等を考慮しまして、出産育児一時金及び葬祭費の額について改正したく提案するものでございます。

別紙、次のページをお願いいたします。

美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

条例の一部を第4条中の「30万円」を「35万円」に改める。第5条中「13万円」を「7万円」に改める。施行の期日でございますけれども、この条例は平成18年10月1日から施行すると。経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前に出産したものにかかわる出産育児一時金、または死亡した者に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第14、議案第58号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 提案の理由でございます。

六郷東部地区簡易水道の給水開始により、加入金の額を定めるとともに、料金を改正したく提案するものでございます。

その内容でございます。次のページでございます。別紙でございます。

なお、議案資料集の4ページから6ページの新旧対照表を参照願います。

第5条第2項の表中の最後の表、「仙南東部」とあるのを次のページでございます。表中の最後に「六郷東部」、金額でございますが、9万円を加えた表中に改め、同条に次の1項を加えるということでございます。

第5項六郷東部地区加入金9万円に、給水工事の負担額4万3,000円を含むものとし、給水工事負担額は配水管工事施工年度中の加入者から徴収するものとする。なお、配水管工事施工終了後は、給水管工事に係る負担額は徴収せず、加入者の負担で行うものとする。この場合、加入者から加入金として4万7,000円を加入年度に徴収するものとする。

次でございます。別表第1項地区名の欄中でございます。最後の欄中の「千畑東部」とあるのを、欄中の最後に「六郷東部」に、それから同欄の「六郷西部、六郷東部」を「六郷西部」に改めるものでございます。

次のページでございます。

同表第2項地区名の欄中最後の欄にある「千畑東部」とあるのを欄の最後に「六郷東部」に、同欄の「六郷西部」「六郷東部」を「六郷西部」に改めるものでございます。

附則、この条例は平成18年10月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第15、議案第59号 美郷町企業誘致条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 議案第59号についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、企業誘致を促進し、町民の雇用拡大による町民生活の安定向上と美郷町経済の発展を図ることを目的とするものでございます。

議案資料集7ページをお願いいたします。

第2条1項1号では、対象業種を拡充してございます。で、同条2号、3号におきましては、既存事業者の新たな事業活動も対象としております。同条4号では、固定資産の定義を明確にしてございます。

資料集の8ページをお願いいたします。

第4条第1項1号、2号におきましては、指定基準を緩和、第5条2項1号では、奨励期間を延伸してございます。

以上の改正により、町内企業の事業活動を助長しながら、雇用促進と地域活性化を図ろうとするものでございます。

議案第59号の別紙をごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、改正前の指定を受けているものに対する奨励措置の適用は従前の例によるものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第16、議案第60号 平成18年度美郷町一般会計補正予算第3号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) 議案第65号についてご説明いたします。

今回の補正の額は、歳入歳出それぞれ5億 7,749万 4,000円でございます。その内容についてご説明いたします。

8ページをごらん願います。

最初に、歳入をご説明いたします。

8款1項1目1節地方特例交付金でございますが、これは額の確定でございます。

一つ飛びまして、13款1項1目の2節身体障害者保護費負担金でございますが、これは予算の組み替えですので、この後ご説明いたします。

3目1節公共土木施設災害復旧費負担金でございますが、これは凍上災害に対する負担金でございます。ことし2月、3月における冷え込みにより、舗装道路に亀甲状、亀の甲羅状の亀裂が千畑地区の千屋、暁地区に多く発生し、災害認定されてございます。事業費の3分の2相当になります。

2項2目1節の説明欄の一つ目、障害者自立支援法施行円滑化事務費等補助金でございますが、これは福祉サービスの受給者証交付のためのシステム変更に要する補助でございます。

次の地域生活支援事業費補助金でございますが、従来の福祉サービスが10月1日から個別に支給決定が行われる障害福祉サービスと市町村の創意工夫による地域生活支援事業とに分けられます。それに対する補助でございます。

先ほど一つ飛ばしました。2行上の身体障害者保護費負担金72万 5,000円の減額でございますが、こちらの方へ予算を組み替えしてございます。

最後の2節の説明欄、児童育成事業推進等対策事業費補助金でございますが、これは児童の放課後対策に要する補助金でございます。

次のページをお願いします。

3目1節老人医療費適正化対策事業費補助金ですが、これは医療制度の改革に伴うシステムの変更に対する補助でございます。

7目1節農地利用調整活動事業補助金ですが、これは農地の地図データの作成補助でございます。このページの下から三つ目、30万円の減額がございますが、この減額はこの中に組み込まれてございます。

14款1項1目2節身体障害者保護費負担金、それから次のすぐ下の1節障害者福祉費補助金、三つ減額されてございますが、この四つは、その下にございます地域生活支援事業費補助金の方へ予算の組み替えとなっております。

5目1節の説明欄、あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金でございますが、これは当初計上分に対する追加補助となります。

3項2目3節の説明欄、身体障害児者等実態調査交付金でございますが、これは今後の施策を方向づけるための調査費となります。

次の7目1節の採石業者登録関係事務交付金でございますが、これは県からの権限移譲によるものでございます。

次のページをお願いします。

17款2項3目1節基金繰入金でございますが、これは取り崩した基金を繰り入れするものでございます。歳出の4款で内容についてご説明いたします。

8目1節土地開発基金繰入金でございますが、これは議案第54号でご説明した内容のものでございます。

18款1項1目1節繰越金でございますが、これは前年度繰越金の確定額でございます。

一つ飛びまして20款町債でございますが、2目1節の農村整備事業債、それから4目1節の町道新設改良事業債、5目1節の教育施設整備事業債は、当初予算では予定額を計上しておりましたが、額の確定により補正するものでございます。

2目2節の畜産環境整備事業債は合併特例債に変更するものです。

6目の臨時財政対策債、7目の減税補てん債は、額の確定によるものです。

8目の災害復旧債は凍上災害にかかわる事業費の3分の1となります。

9目民生債は新たに追加するものでございます。

歳入は以上です。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

2款1項1目1節表彰審査委員報酬でございますが、町の記念式典で表彰を受ける方は、各分野から推薦されてきますが、決定に当たって審査委員会に諮ることになります。その審査委員の報酬でございます。12節通信運搬費、それから5目財産管理費の役務費の通信運搬費2万円、この二つでございますが、これは職員が庁舎外での業務に携わるときの連絡用としてプリペイドカード式の携帯電話を準備したいと考えてございます。その料金分でございます。その下の18節の機

械器具費はそのための電話機3台分となります。各庁舎に1台ずつ配備したいと考えてございます。19節地域活動拠点整備事業費補助金でございますが、これは集落会館の増改築に対する助成費で、現在申請が3件出てございます。その不足分の補正でございます。

2目11節の二つ目の印刷製本費40万円でございますが、これは町民歌のCD作成代でございます。

5目13節町有林保育事業委託料でございますが、これは黒沢地区にございます町有林の間伐、除伐代に要する経費です。

6目企画費の11節光熱水費でございますが、これは寺町親水公園の電気料となります。それから、13節と17節でございますが、街なみ環境整備事業の中で、御台所清水周辺の整備を予定しておりましたが、次年度以降の対応となったために、減額するものでございます。それから、19節街なみ景観推進整備事業費補助金でございますが、これは街なみ景観づくりに対する助成3戸分になります。

次のページをお願いします。

9目11節消耗品費でございますが、これは子供女性110番の家の表示板の追加作成分です。

3款1項1目23節返還金でございますが、これは17年度精算によるもので、内容としては、知的施設支援費、在宅福祉事業費等になります。

それから2目の障害者福祉費でございますが、これは1節から20節まで歳入でご説明いたしました地域生活支援事業に要する経費でございます。

4目13節電算処理委託料でございますが、これは医療制度改革に伴うシステムの変更となります。それから、19節後期高齢者医療広域連合準備委員会負担金でございますが、後期高齢者医療は平成20年4月から秋田県全体で取り組むこととなりますので、その準備に要する経費でございます。

次のページをお願いします。

2項2目23節の返還金でございますが、これは平成17年度分児童手当交付金の実績による返還金でございます。

4目の11節の二つ目の修繕料でございますが、これは児童公園の遊具の修繕料です。それから13節一つ目の調査委託料ですが、これは六郷幼稚園、保育園の耐震診断に要する経費です。それから、戻りますが11節の一つ目、消耗品費、それから13節の二つ目、登記事務委託料でございますが、橋本児童遊園地の敷地の寄附が今後予定されておりますので、その登記料となります。そして、寄附をしてもらったという表示看板台を作成してほしいという要望がございますので、消

耗品で5万3,000円計上してございます。

次に、行きますと、5目の子育て支援費でございますが、これは8節から11節までは学童保育に要する経費でございます。

4款1項3目環境衛生費でございますが、12節から15節まで仙南百目木地区の一般廃棄物最終処分場を今年度閉鎖する予定でございましたが、閉鎖に当たって、県との再協議が必要となり、閉鎖が先送りとなったため、減額するものでございます。減額した分は基金の方へ繰り入れるということになります。

次のページをお願いします。

2項1目19節ごみ集積施設設置補助金でございますが、これは旧六郷町の荒川地区になります。2基分です。

3項1目28節の繰出金でございますが、これは平成17年度の精算によるものです。

6款1項1目13節ですが、農地地図データの作成料となります。

それから、3目11節の需用費ですが、これは千畑直売所の浄化槽ほか、4件分の修繕料となります。それから一つ飛びまして19節の説明欄一つ目、夢プラン応援事業費補助金でございますが、当初計上以後に確定した分でございます。

それから、4目の畜産業費でございますが、8節から11節までは今後建設を予定してございます堆肥センターの運営に関する検討委員会に要する経費でございます。

それから、一番最後5目11節の修繕料ですが、これは農村公園の遊具の修繕料となります。

次のページをお願いします。

19節の土地改良事業負担金でございますが、これは場所は旧千畑町の上野地区になります。28節の農業集落排水特別会計繰出金ですが、これは平成17年度の精算によるものでございます。

7款1項3目11節の修繕料でございますが、これは仙南スキー場の圧雪車の修理費です。13節の浄化槽清掃管理委託料ですが、これは千畑地区にございます大台野広場浄化槽です。

それから、8款2項2目7節の一般作業員賃金ですが、これは草刈り賃金でございます。それから11節の消耗品、これは除雪に備えたスノーボール、スパイクタイヤ代などでございます。それから三つ目の光熱水費ですが、これは街灯の電気料となります。それからその下の修繕料でございますが、大きいのは除雪車の車検整備、それから街灯の修繕料、それから消雪パイプや流雪溝の補修ということになります。それから13節の登記事務委託料でございますが、六郷地区内金堂地内にあります町有地の登記料となります。それから15節の道路維持工事でございますが、これは湯尻扇田線の路肩保護工以下5路線の工事費でございます。それから二つ目の電気通信工事で

ございますが、これは街灯の設置工事費として10基分予定してございます。

次のページ、お願いします。

3目の2節と3節と4節、これは11款の災害復旧費の方へ組み替えでございます。それから13節測量調査委託料の減額でございますが、これは南明田地線茨島上野際線の測量が中止になったこと、それから赤城扇田線の用地買収が不要になったため測量が不要になったというものでございます。それから15節の町道新設改良工事でございますが、これは現道舗装工事、34路線分の追加、それから南明田地線、茨島上野際線の交付決定による減額が主なものでございます。17節の土地購入費でございますが、町道赤城扇田線、南明田地線、茨島上野際線の用地買収が主なものでございます。19節の県営事業負担金でございますが、出川改修に伴う寺田橋の架けかえ事業費で、県に支払う負担金でございます。それから22節の補償金でございますが、これは大荒田高田線の上水道管移設が取りやめになったことに伴う200万円の減額、赤城扇田線の看板等の移転に費用が出てございますので、それにトータルで100万円の減額となっております。

それから4目15節善知鳥坂橋欄干補修工事でございますが、これは老朽化による補修でございます。

4款2項11節の修繕料ですが、これは遊具の修繕料でございます。それから、13節の公園施設管理業務委託料ですが、これは六郷中央公民館の敷地内の腐食した立木の処分料でございます。

5項1目28節の下水道特別会計繰出金ですが、これは平成17年度の精算によるものでございます。

次のページをお願いします。

6項1目15節の後三年中央住宅駐車場整備工事でございますが、これは進入路の整備等に要する経費でございます。

それから、一つ飛びまして、10款1項3目の11節消耗品費でございますが、これはスクールバスのタイヤ購入費です。

それから4目11節、それから18節はA L Tの方に要する経費で、消耗品費は寝具、それから機械器具費は洗濯機等になります。

2項1目11節の光熱水費でございますが、これは水道料金で、六郷東根小学校の分でございます。それから、19節の一つ目簡易水道加入負担金ですが、これは六郷東根小学校、それから二つ目の児童派遣費等補助金ですが、これは六郷小学校が吹奏楽コンクールで東北大会に出場してございます。

次のページをお願いします。

一つ飛びまして3項1目11節光熱水費、これは千畑中学校の水道料でございます。それから、19節の二つ目、生徒派遣費等補助金ですが、六郷中学校のマーチングが東北大会に出場してございます。

それから、5項3目7節の一般作業員賃金でございますが、これは根子荒田遺跡の発掘作業員の賃金で作業が順調に進んだために不用額として出てございます。それから13節の二つ目、遺物保存処理委託料でございますが、これは根子荒田遺跡から発掘した遺物が対象でございます。それから、13節の一つ目、調査委託料及び14節の重機借上料の減額でございますが、これは平成19年から予定されております本堂城回地区の圃場整備に伴う試掘の委託料でございます。14節の減額はそのための組み替えとなっております。

6項2目13節の設計監理委託料でございますが、これはプールパーク仙南の幕屋根及び仙南体育館の改修でございます。それから15節の仙南体育館の改修工事でございますが、これは正面外壁の塗装が主な工事となります。

次のページをお願いします。

11款2項1目の公共土木施設災害復旧費でございますが、これは2節から15節まで歳入でご説明しましたが、ことし2月から3月にかけての冷え込みによる道路の被害の復旧に要する経費でございます。3路線5件分約1億1,100万円を災害申請し、そのうちの約9割が災害認定されてございます。国の補助は3分の2となります。

12款1項1目23節ですが、これは繰上償還に伴う償還元金26件分でございます。

次に、13款2項1目25節でございますが、これは財政調整基金として積み立てしたものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第17、議案第61号 平成18年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 6ページをお願いいたします。

初めに、歳出の方からご説明申し上げます。

1款1項1目でございます。こちらにつきましては、電算処理委託料になってございます。これは医療制度の改正に伴うシステムの変更に伴う経費でございます。

続きまして、5款1項2目でございます。こちらにつきましては、医療制度の改正に伴いまして高額医療が70万円から80万円に引き上げられたところでございます。新たに30万円以上80万円未満の方に対しまして、各市町村の方で国保連合会の方に過去の実績に伴いまして拠出金を出すということで、連合会の方で実績に応じ、各市町村の方に交付するということになってございます。それらに伴う繰出金、それから事務費の拠出金になってございます。

それから、9款1項3目でございます。こちらにつきましては、平成17年度の療養給付費の国への精算による返還金でございます。

それでは、歳入の方で5ページをお願いいたします。

3款2項1目でございます。こちらにつきましては、医療制度の改正に伴いましてシステムの変更が伴います。これら歳出にもございましたけれども、これらに対する特別交付金でございます。

4款1項1目の療養給付費等交付金でございます。こちらにつきましては、17年度分の支払基金からの追加の交付分でございます。

続きまして、6款1項1目でございます。歳出で申し上げました連合会へ的高額療養費の拠出金に対します町への医療費の実績に伴います交付額でございます。約97%ほど計上してございます。各市町村によりまして医療費等の動向によりまして、若干の変動はあるようでございますけれども、97%ほどの計上になってございます。

それから、9款1項2目のその他繰越金でございますけれども、6月の時点で補正をいたしましたけれども、それらから若干動きがございまして、その残り分の前年度繰越金を補正するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第18、議案第62号 平成18年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井一夫君) それでは、議案第62号についてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。5ページでございます。

5款1項1目でございます。一般会計からの繰入金を減額してございます。これは6款1項1目の17年度の決算におきます繰越金が確定となったものでございます。

次に、6ページの歳出でございます。2款1項2目でございます。これは財源の補正でございます。今回の補正によります歳入歳出の増減はございません。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第63号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第19、議案第63号 平成18年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井一夫君) 議案第63号についてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。6ページでございます。

4款1項1目でございます。17年度決算におきます繰越金等が生じたことに伴いまして一般会計から繰入金を減額するというものでございます。

5款1項でございますが、これは繰越金が確定されたものでございます。

それから、7款1項1目でございます。これは交付税等が減額になったということで、事業債を増額するというものでございます。

次のページ、7ページでございます。

2款1項でございます。これは財源の補正でございます。今補正によります歳入歳出の増減はございません。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第20、議案第64号 平成18年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正
予算第2号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 議案第64号についてご説明申し上げます。

初めに、歳入、5ページでございます。

4款1項1目でございます。一般会計からの繰入金を減額してございます。これは5款1項1
目の17年度決算における繰越金が確定となったものでございます。

次に、歳出でございます。6ページでございます。

2款1項2目でございます。これは財源の補正でございます。

今回の補正によります歳入歳出の増減はございません。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時58分）

